

令和8年度

茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内

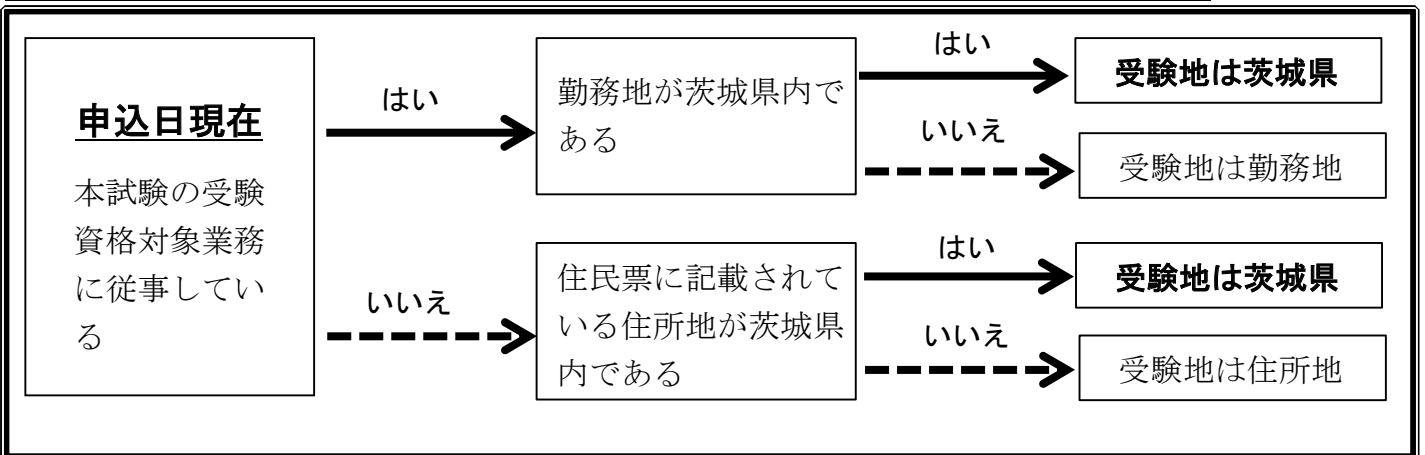
〈試験日〉 令和8年10月11日（日）

〈願書受付期間〉 令和8年5月25日（月）～6月24日（水）

***簡易書留にて郵送されたもののみ受付**

***当日消印有効（受付期間外の消印のものについては一切受付いたしません）**

※受験地を間違えて申し込んだ場合は受付できません。



〈問い合わせ〉

電話 029-227-1215

9時～12時・13時～16時30分（土・日・祝日を除く）

〒310-0021 茨城県水戸市南町3-4-10

水戸FFセンタービル6階

公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部



はじめに

介護支援専門員実務研修受講試験は、介護支援専門員の養成にあたり、介護支援専門員実務研修を受講する前段として、事前に必要な専門知識等を有していることを確認するために行うものです。

この「実施案内」では、令和8年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験の実施及び受験申込みに必要な事項や書類等についてご案内します。

介護支援専門員とは

要介護者等の相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況等に応じ各種サービス事業者等との連絡調整を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有するものとして介護支援専門員証の交付を受けたものと位置付けられています。

介護支援専門員は、試験に合格し実務研修を修了した後も、現任者としての研鑽を必要とし、社会的責任を担う専門的な仕事です。

介護支援専門員実務研修受講試験を受験できる者

保健・医療・福祉分野において、対象となる法定資格に基づく業務、または別に定める相談援助業務に従事する期間が通算で5年かつ900日以上の実務経験を満たしている方となります。実務経験の期間とは、資格に基づく要介護者に対する直接的な対人援助を行った期間を通算して算定します。

※ 詳しくは、9～13ページ「受験資格要件」等を確認するとともに、16ページからの「受験に関するQ & A」も併せてご参照ください。

介護支援専門員実務研修受講試験

目的	介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し事前に必要な専門知識等を有していることを確認する
内容	介護支援分野、保健医療福祉サービス分野に関する必要な専門的知識等
実施主体	茨城県が指定する法人(公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部)



(試験合格)

介護支援専門員実務研修

目的	介護保険制度の適切かつ円滑な運営に資するため、必要な知識及び技能を有する介護支援専門員の養成を図る
内容	厚生労働省で定められたカリキュラムを基に、原則オンライン(一部参集班あり)による研修の予定
実施主体	茨城県が指定する法人(一般社団法人茨城県介護支援専門員協会)
日程	令和8年12月から令和9年4月(予定)にかけて、17日間程度(計 87 時間以上)の研修が行われる予定



(研修修了)

茨城県介護支援専門員登録申請

茨城県介護支援専門員証交付申請



(申請後、約1～2か月)

茨城県から介護支援専門員証が交付される

【注】介護支援専門員になるためには、本試験に合格し、その後に行われる実務研修を修了しなければなりません。

実務研修修了後、介護支援専門員登録を行い、介護支援専門員証の交付を受けて、はじめて介護支援専門員の業務に就くことが出来ます。

目 次

試験願書提出までの流れ	1
令和8年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について	2
受験にあたっての注意事項	7
試験会場案内図	8
受験資格要件及び添付書類	9
出題範囲及び試験内容について	14
受験に関するQ&A	16
出願書類チェック表	21
出願に関する提出様式(記入例添付)	22
封筒貼付け用宛名	巻末

感染症対策について

会場内はマスクを着用し、手指の消毒など、各自感染予防対策をお願いします。

※ 感染症への対策については、今後変更になる場合があります。また、それに伴い、当試験における感染症対策についても、変更が生じる可能性がありますので、事前に必ず公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部ホームページをご確認ください。

表紙二次元コードから、または「介護労働安定センター茨城支部 ケアマネ試験」で検索してください。

試験願書提出までの流れ

近年、電話問合せが増えており、電話がつながりにくいことがあります。

この実施案内を一通りご確認くださいましてからご連絡ください。

1 「令和8年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施案内」を取り寄せるホームページからダウンロードする場合も必ず全ページを印刷して内容をご確認ください。

2 受験資格があるか確認する

- ① 茨城県で受験できるか。 (表紙)
- ② 従事業務・実務経験期間などが受験資格の規定を満たしているか。 (9～12ページ)

3 出願に必要な書類を「出願書類チェック表」に基づいて準備する。

- (1) 出願者全員が準備するもの
 - ① 「受験願書」(様式第1号-1,2)に必要な事項を記入する。(24～25ページ)
 - ② 「実務経験証明書」(様式第2号)を施設・事業所等に記入してもらう。
※令和6年又は7年に茨城県で受験し受験票貼付した場合は省略可(27ページ)
 - ③ 「証明写真」を1枚用意し、写真裏に氏名と生年月日を記入の上受験願書に貼る。
 - ④ 受験資格に係る国家資格の「免許証」「登録証」の写しを同封する。
 - ⑤ 受験手数料を振込み、支払ったことが分かる証明書(振込金受取書または利用明細等)を受験願書に貼る。(振込先は5ページをご覧ください)※ATMで振込む場合は、必ず氏名の後に電話番号を入力すること。(例:カイゴタロウ 09000000000)
- (2) 該当する出願者の方のみ準備するもの (29～30ページ)
 - ・ (実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者本人の場合)代表者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類(公的機関が発行したもの)「認可書」「指定通知書」「業務委託契約書」等の写し、または「開設証明願兼証明書(様式第3号)」の原本
 - ・ (事業所のかげもち等、ダブルワークの期間がある場合)「従事日数内訳証明書(様式第4号)」

4 必要書類を確認し、書類一式を角型2号封筒に入れて提出する。

受付期間内(令和8年5月25日(月)～6月24日(水))(当日消印有効)に簡易書留にて郵送する。

※必ず出願書類チェック表(21ページ)にて不備がないか確認の上、チェック表を同封してください。

令和8年度茨城県介護支援専門員実務研修受講試験実施について

1 受験資格

※住所地が茨城県内にあっても、申込日現在受験資格対象の業務に就いており、勤務先が県外であれば、茨城県での受験資格はありません。勤務地の都道府県で受験することになります。

(1) 受験対象者

受験対象者は保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務または12ページのいずれかの相談援助業務で、通算で5年以上かつ900日以上の実務経験を有する方です。実務経験期間は、要援護者に対する直接的な対人援助を行った期間を通算して算定します。詳細については、「受験資格要件及び添付書類」（9ページ～）、「受験に関するQ&A」（16ページ～）を参照してください。

＜茨城県で受験できる方＞

- ① 現に茨城県内で受験資格対象の業務に従事している方。
- ② 住所地が茨城県内にあり、現在、受験資格対象の業務には従事していない方。

※複数の都道府県で試験を受けることはできません。

(2) 受験対象者についての留意点

介護保険法（平成9年法律第123号）第69条の2第1項各号に定める以下の者は、試験に合格し介護支援専門員実務研修を修了しても、同項に定める登録を受けることが出来ないので留意してください。

介護保険法（平成9年法律第123号）抄

第69条の2 厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う試験（以下「介護支援専門員実務研修受講試験」という。）に合格し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修（以下「介護支援専門員実務研修」という。）の課程を修了したものは、厚生労働省令で定めるところにより、当該都道府県知事の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

- 1 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 4 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- 5 第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- 6 第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- 7 第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しないもの

2 略

2 試験期日

令和8年10月11日(日) 午前10時開始

(受験者は、午前9時から午前9時30分の間に入室してください。)

3 会場

試験会場	所在地	会場案内図
水城高等学校	水戸市白梅2-1-45	8ページ

上記の試験会場は事情により追加又は変更する場合がありますので、試験会場は各自、後日送付される**受験票で確認**してください。

4 試験内容及び出題範囲

14、15ページの「出題範囲及び試験内容について」のとおりとします。

5 出願に関する書類

※必ず出願書類チェック表にて確認の上添付すること。

(1) **受験願書(様式第1号)**(24、25ページ)

(2) **証明写真 1枚**

出願前6ヶ月以内に上三分身(おおむね胸から上)を正面から撮影した写真を1枚用意し、裏面に氏名と生年月日を記入の上受験願書に貼り付けてください。(縦45mm・横35mm、脱帽した状態で無背景のもの。白黒可。)

(3) **実務経験証明書(様式第2号)**(27ページ)

- 施設、事業者等の長又は代表者が発行したもののみ有効です。
- 実務経験を満たす基準日は試験日前日(10月10日)です。従事日数は1日の勤務時間が短い場合でも、1日勤務したものととして算定してください
また、日付をまたぐ勤務の日数については、事業所の出勤記録を基準として計算します。
- 同法人内であっても、異動等により業務内容の変更(准看護師→看護師等の変更を含む)や勤務先の変更をされた場合、異動の前・後で用紙を分けてご提出ください。
- 願書提出時に実務経験期間が受験資格を満たさない方(見込み受験者。以下同じ)は、試験前日までの見込みで「**実務経験証明書**」を提出し、試験終了後の**令和8年10月23日(金)※必着**までに、**確定した「実務経験証明書」(作成日は記入日とする)**を特定記録郵便で提出してください。**提出されない場合は、結果に関わらず試験を無効とします。**
- 令和6年又は7年に茨城県で受験し受験願書に受験票貼付した場合(過去受験者。以下同じ)は実務経験証明書の提出を省略できます。

(4) 受験資格に係る資格の取得を確認できるもの

(資格等免許証、登録証の写し(A4サイズに拡大・縮小して添付すること))

※過去受験票を貼付した方も、必ず提出すること。

(5) 実務経験証明書の「代表者」欄が受験申込者自身である場合に提出するもの(該当者のみ)

本人が発行した「実務経験証明書」に併せて、代表者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類(公的機関に提出し受理されたもの)を添付してください。

- 開業許可書、認可書、届出書、指定通知書、業務委託契約書等の写し、または「開設証明願兼証明書」(様式第3号)の原本(29ページ ※薬局、診療所、施術所、助産所開設者について、保健所にて発行)、等
ただし、社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類が提出できない場合には、定期的(月次、年次等)報告書や業務日誌も証明書類として認められます。

(6) 従事日数内訳証明書(様式第4号)(30ページ)(該当者のみ)

同一期間に複数の事業所に所属している場合に限り必要です。「実務経験証明書」(様式第2号)と併せて、該当するすべての事業所分を提出してください。

(7) 戸籍抄本等(原本)(該当者のみ)

婚姻等により「受験願書」と国家資格等の免許証や登録証等、過去受験票、実務経験証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合は、証明書記載の氏名と現在の氏名がわかる戸籍抄本(原本)※戸籍謄本も可を添付してください。

【注意事項】

- 免許証、登録証等を除く添付書類は、出願前3ヶ月以内に発行されたもののみ有効です。
- 国家資格等を有する者の当該資格に係る免許証、登録証等の写しを添付する際は、表面及び裏面(記載がある場合)ともに添付してください。
- 受験願書書類等に不明な点がある場合、勤務先等に連絡し確認させていただくことがあります。出願書類に不備等がある場合の追加書類等については、特定記録郵便にて8月21日(金)必着で提出してください。
- 申込受付後、願書等全ての提出書類は返却いたしません(審査不通過者を除く)

6 身体障害者等に対する受験特別措置について

身体障害や病気、怪我、妊娠等により、受験時に特別な配慮を要する場合、受験者からの希望により、基準に基づき特別の措置を行うことができますので、願書の配慮希望欄に具体的にご記入ください。特別措置に申請書が必要となる場合は、必要書類を郵送しますので、ご記入の上センターの指定する期日までにご返送ください。

なお、試験当日の申告については原則、対応できません。

7 受験願書等作成上の注意

黒又は青インクのボールペンを使用の上、楷書で正確に記入してください。また、数字はすべて算用数字を用いてください。

消えるボールペンは絶対に使用しないでください。

8 受験手数料

金額を誤って振り込まれる方が毎年おられます。お間違えのないよう必ず振り込み前に金額の確認をお願いします。

(1) 受験手数料

9,400円（振込手数料は自己負担）

(2) 振込先

みずほ銀行 東京営業部 普通口座番号 2637221

口座名 公益財団法人介護労働安定センター

現金自動預払機（ATM）でお振込みの場合は、必ず氏名の後に電話番号を入力してください。

（例：カイゴタロウ 09000000000）

(3) 振込期間

令和8年5月25日（月）～令和8年6月24日（水）※期限後振込無効

(4) 返還について

原則として、受験手数料(9,400円)の返還はいたしません。

但し、以下の場合に限り、受験手数料を返還することが出来ます。

○ 受験資格審査の結果、受験資格が無かった場合。

※ **振込金受取書等の原本、またはネットバンキングによる入金情報（画面のスクリーンショット可）が提出されない場合は返還できません。**

※ **返還にかかる手数料は本人負担となります。また、現金での返還は出来ません。**

(5) 金額を誤って振り込んだ場合及び振込後願書を提出しなかった場合について

センターへ速やかにご連絡ください。手続きについてご説明します。

（正しい金額の振込と誤った金額の返還手続きを行っていただきます）

※ (4) (5) いずれの場合も**令和8年10月30日（金）※必着**までに手数料返還に必要な書類の提出がされない場合は返還ができなくなりますのでご注意ください。

9 受験願書の受付

(1) 受験願書受付期間及び受付方法

令和8年5月25日（月）～令和8年6月24日（水）まで（※当日消印有効）に簡易書留郵便で送付されたもののみ受け付けます。

なお、提出書類は全てコピーをとり、ご自身でも保管してください。

(2) 送付先

〒310-0021 水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル6階

公益財団法人 介護労働安定センター茨城支部

介護支援専門員実務研修受講試験 事務局 行

(3) その他

○ 出願書類の提出については、**角形2号封筒に送付先、差出人住所及び氏名を明記し、必ず簡易書留郵便で送付してください。**封筒には複数名の願書を同封しないでください。

10 受験票の交付

受験願書を受付後、内容審査を経て**9月中旬～下旬頃**に受験票を送付します。（受験願書に記入した住所地宛てに送付しますので、建物名、部屋番号等省略せず正確に記入してください。）

令和8年9月30日（水）までに未着の場合は、介護労働安定センター茨城支部 ケアマネ試験担当（029-227-1215）にお問い合わせください。

11 受験申込後の記載内容の変更

受験申込後に、氏名・住所・連絡先等受験願書の記載事項に変更があった場合は、速やかに「**茨城県介護支援専門員実務研修受講試験受験願書記載事項変更届**」（様式第5号）（31ページ）を、介護労働安定センター茨城支部宛てに特定記録郵便で提出してください。

試験終了後、合格発表までに変更（予定を含む）がある場合も同様に変更届の提出をお願いします。（※発送事務の手続き上11月10日（火）以降に届いた分については反映できなくなりますのでご了承ください）受験票その他の郵送物がお手元に届かない恐れがあるため、変更届の提出とあわせて郵便局へ転居届の提出をお願いします。（変更届の提出のタイミングによっては、行き違いで変更前の住所に受験票等が発送される可能性があります）

12 合格発表

(1) 日 時

令和8年11月24日(火)午前10時

(2) 方 法

合格者の受験番号を、介護労働安定センター茨城支部ホームページに掲載します。また、合格発表当日、受験者に合格者受験番号一覧と結果通知書を発送します。

13 合格の取り消し

受験申込に当たって虚偽又は不正の事実があった場合、試験中に不正行為が行われた場合等については、合格を取り消すものとします。

14 個人情報の取り扱い

当研修受講試験について取得した個人情報は、適正に取り扱うとともに、当研修受講試験及び介護支援専門員実務研修以外の利用はいたしません。

受験にあたっての注意事項

(1) 試験当日持参するもの

- ・ 受験票
- ・ 鉛筆(HB) ボールペンは使用できません
- ・ プラスチック消しゴム
- ・ 不織布マスク

*** 試験室内に時計が設置されているとは限りませんので、必要な方は各自で腕時計等をご用意ください。なお、携帯電話やスマートウォッチ等の携帯情報端末を時計代わりに使用することはできません。試験中は携帯電話等は電源を切ってください。予めご自身の携帯電話の電源の切り方を確認しておいてください。**

(2) 試験室における注意事項

- ① 試験に関する諸注意を行いますので、午前9時から午前9時30分までに着席してください。(午前9時以前の入場はできません)
- ② 試験日当日発熱や感染症を疑う体調不良がある場合は受験をお控えください。また、感染症による当日の受験可否は、学校保健安全法に基づき判断します。不明な場合はお問い合わせください。
- ③ 着席後は、机の通路側に受験票を置き受験番号を明示してください。
- ④ 試験問題の内容に関する質問には一切お答えいたしません。
- ⑤ 身体の不調等、不測の事態が生じた場合は、着席のまま手を挙げて試験監督員に申し出てください。
- ⑥ 試験問題は持ち帰ることができます。(表紙に受験番号を記入してください)
- ⑦ 受験に際して不正行為を行った者、秩序を乱す者等に対しては、退室を命じるとともに、採点を除外する場合があります。

(3) その他の注意事項

- ① **駐車場はありません。必ず公共交通機関を利用ください。**

なお、**路上駐車や違法駐車は周辺地域の迷惑となるほか、警察署からも固く禁じられていますので、絶対にしないでください。万一、道路・近隣店舗等への違法駐車や無断駐車等があった場合には、試験中であっても退室を命じ、車を移動していただきます。再入室はできません。**

また、交通渋滞をきたしますので、自家用車での送迎はご遠慮ください。

- ② **試験会場の建物内の下見はできません。**

なお、試験当日は試験室及び試験に関係する場所以外には立ち入らないでください。

- ③ 試験会場での飲食及び喫煙は禁止します。

また、試験会場に設置されているゴミ箱等も使用を禁止します。

- ④ **合格発表及び実務研修にて受験番号等の確認をする際に受験票が必要になります。受験票は試験終了後も大切に保管してください。**

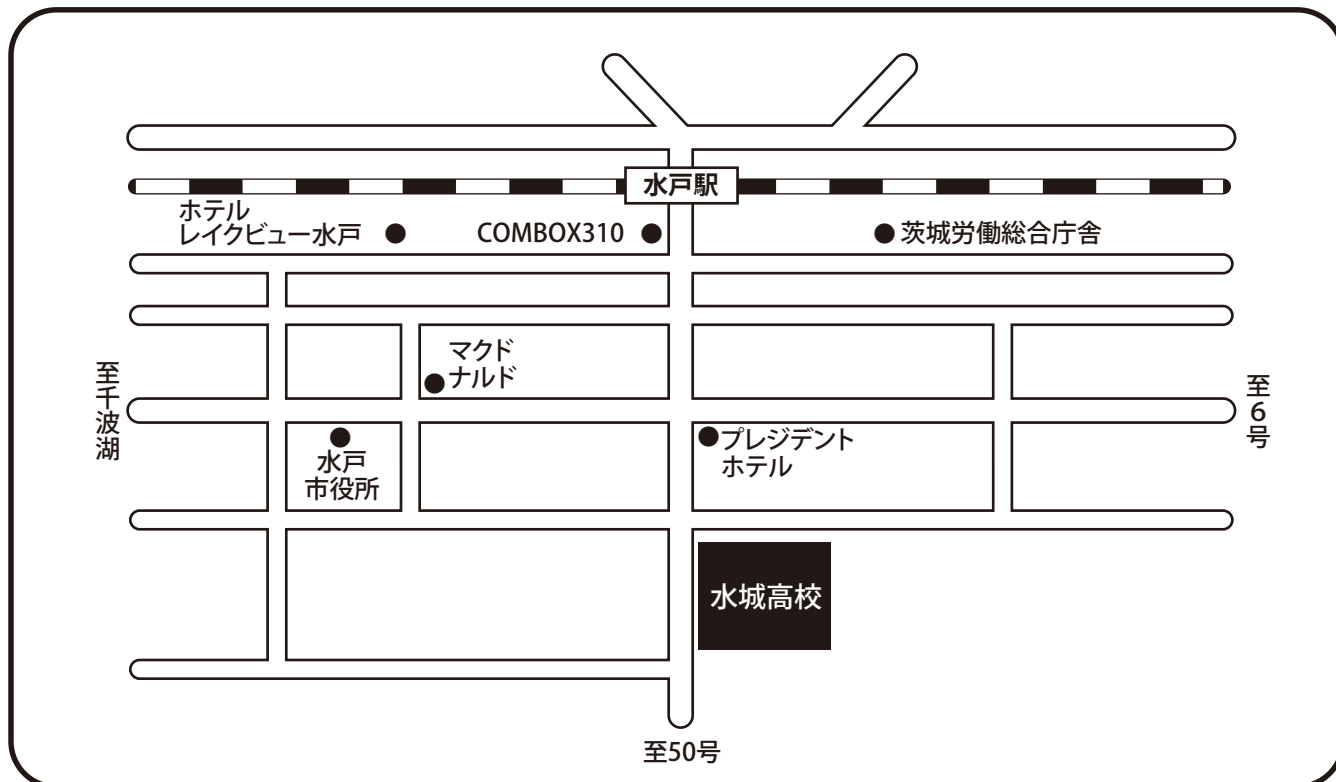
- ⑥ 当日は気候に合わせて調節しやすい服装でおいでください。

- ⑦ **試験当日までに、日程や実施方法等に変更がある場合は、介護労働安定センター茨城支部のホームページにお知らせを掲載いたしますので、事前に必ずホームページをご確認ください。**

試験会場案内図

※会場に駐車場はありません。公共交通機関をご利用ください。

●水城高等学校（水戸市白梅2-1-45）



※水城高等学校は外ぐつのみ入場できますので上ぐつは不要です。